

4・2 油濁損害の補償制度

4・2・1 国際油濁補償基金

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、船主による民事責任条約(CLC)および油の受取人による国際基金条約(FC)により被害者への賠償及び補償を行う制度が確立されている。

FCについては国際油濁補償基金(IOPC Fund)で対応が審議されており、平成 24(2012)年 4 月及び 10 月に同基金会合が開催され、そのうち基金理事会では Erika 号、Prestige 号および Hebei Spirit 号をはじめとする油濁事故に関する対応が審議されたほか、基金総会では基金の運営全般に関する事項などについて審議された。

また、基金総会の下に設置された第 6 作業部会では、損害及びその額について十分な証明が出来ない数多くの少額請求について査定方法を確立すること、及び補償金の過払いリスクを回避する手続きを確立することの問題について審議が行われた。

更に、平成 23(2011)年 10 月の基金総会で設置が決定された条約上の「船舶の定義」を審議する第 7 作業部会では、「船舶の定義」に係る議論の結果が与える影響は大きく更なる情報提供と検討時間が必要との判断から、業界慣行や浮体貯蔵施設(FSOs・FSUs 等)について追加情報を収集するため、オブザーバー資格を有する組織や加盟国と協議していくこととした。